

8 空き家・空き部屋を活用する

住宅確保要配慮者向けの民間賃貸住宅改修支援

民間賃貸住宅の空き住戸や空き家を住宅確保要配慮者*向けの専用住宅に改修し、東京都に登録していただく場合に、改修等に係る費用の一部を区が補助します。

* 所得が一定以下の高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、ひとり親世帯、被災者世帯、DV被害世帯 等

対象となる方

- 区内にある賃貸住宅の所有者であること。
- 住民税を滞納していないこと。
- 改修後 10 年間は、住宅確保要配慮者向け専用住宅の用に供すること。
- 改修後の空き住戸を東京都に登録し、区があっせんする入居者を入居させること。 等

対象となる建築物

- 区内の賃貸住宅（一戸建て可）であること（改修後に賃貸住宅となる場合を含む。）。
- 改修後に住宅確保要配慮者専用住宅として活用できること。
- 改修後に住宅確保要配慮者が入居できる空き住戸があること。
- 改修後の空き住戸には、台所・便所・収納・浴室（シャワーでも可）があること。 等

補助率および金額

● 活用検討費補助

改修費用や維持費用等の概算を算出するために専門家に依頼した場合：対象業務委託費用の合計額で、1棟当たり限度額 10 万円

● 改修計画等作成費補助

改修工事の設計図面等の作成を専門家に依頼した場合：対象業務委託費用の合計額で、1棟当たり限度額 10 万円

● 改修工事費補助

① 空き住戸の専用住宅化：対象工事費の 2/3 で、1住戸当たり限度額 50 万円

ア 子育て（改修）加算適用：上記限度額に 25 万円加算可

イ 子育て（面積）加算適用：上記限度額にアの加算を利用し、更に 25 万円加算可

② 共用部分のバリアフリー化：対象工事費の 2/3 で、1棟当たり限度額 100 万円

③ リフォーム（屋根、外壁等）：対象工事費の 2/3 で、1棟当たり限度額 100 万円

※②および③の補助は、①と同時に施工する場合に限りです。

※委託および工事契約を行う前に申請が必要です。対象となる業務委託または工事の内容についてはお問い合わせください。

問合せ

住宅課 計画担当 ☎03-5608-6215（庁舎 9 階）

● 区公式ホームページ



高齢者世帯等向けの民間賃貸住宅改修支援

民間賃貸住宅の空き住戸や空き家を高齢者世帯等*向けの住宅に改修していただく場合に、改修に係る費用の一部を区が補助します。

* ①高齢者世帯、②障害者世帯、③子育て世帯、④ひとり親世帯、⑤被災者世帯、⑥DV被害世帯、⑦住宅確保要配慮者で、①～⑥以外の世帯

対象となる方

- 区内にある賃貸住宅の所有者であること。
- 住民税を滞納していないこと。
- 改修後 10 年間は、高齢者世帯等向け賃貸住宅の用に供すること。
- 改修後の空き住戸を区に登録し、入居者を高齢者世帯等とすること。 等

対象となる建築物

- 区内の賃貸住宅（一戸建て可）であること（改修後に賃貸住宅となる場合を含む。）。
- 改修後に 1 住戸以上の空き住戸があること。
- 改修後の空き住戸には、台所・便所・浴室があること。 等

補助率および金額

- 空き住戸のバリアフリー化：対象工事費の 2/3 で、1 住戸当たり限度額 20 万円（浴室または便所を新たに設置した場合は、限度額 30 万円）
- 共用部分のバリアフリー化：対象工事費の 2/3 で、1 棟当たり限度額 100 万円
- リフォーム（屋根、外壁等）：対象工事費の 2/3 で、1 棟当たり限度額 100 万円

※「共用部分のバリアフリー化」および「リフォーム（屋根、外壁等）」の補助は、「空き住戸のバリアフリー化」と同時に施工する場合があります。

※工事契約を行う前に申請が必要です。対象となる工事の内容については、お問い合わせください。

問合せ

住宅課 計画担当 ☎03-5608-6215（庁舎 9 階）

● 区公式ホームページ

